

「くじ引き」による落札者の決定方法

改正 令和3年7月
 令和4年4月
 令和5年11月
 （令和5年11月1日以降の公告分から適用）

開札の結果、落札者となるべき価格が同じ入札者が2者以上ある場合における「くじ引き」による落札（候補）者の決定方法は、下記のとおりとする。

1. くじを引く立会人の定め方

落札者となるべき入札者の数に応じ、別表の規定により、開札立会人のうち1名がくじを引く。

【別表】くじを引く立会人の定め方

落札者となるべき価格が同じ入札者の数	くじを引く立会人
偶数の場合	開札順（「入札参加申請書」の到着順をいう。以下同じ。）が早い方の立会人
奇数の場合	開札順が遅い方の立会人

2. くじ引きの方法及び落札候補者の決定

（1）建設工事以外の入札

- ① 落札候補者となるべき同価格の入札者について、開札順に番号を付す。
- ② 前記1に定める立会人が、①で付した番号を記した玉を抽選機に入れ、くじを引く。（抽選機を回して玉を出す。）
- ③ 抽選機から出た玉の番号の入札者が落札候補者となる。

（2）建設工事の入札

建設工事の入札においては、開札後に行う工事費内訳書の審査等において、落札候補者の入札が無効となる可能性があるため、原則として、次により、第3順位まで落札候補者を決定する。

- ① 落札候補者となるべき同価格の入札者について、開札順に番号を付す。
- ② 前記1に定める立会人が、①で付した番号を記した玉を抽選機に入れ、くじを引く。（抽選機を回して玉を出す。）
- ③ 最初に抽選機から出た玉の番号の入札者を第1順位の落札候補者とする。
- ④ 2番目に抽選機から出た玉の番号の入札者を第2順位の落札候補者とする。
- ⑤ 3番目に抽選機から出た玉の番号の入札者を第3順位の落札候補者とする。

3. 落札者の決定

- ① 建設工事以外については、落札候補者を落札者とする。
- ② 建設工事については、第1順位の落札候補者を落札者とする。ただし、工事費内訳書の審査等で、第1順位の落札候補者（落札者）が契約締結日までに入札の無効又は契約の辞退があった場合は、第2順位の落札候補者を落札者とし、以下同様に第2順位の落札候補者（落札者）が契約締結日までに入札の無効又は契約の辞退があった場合は、第3順位の落札候補者を落札者とする。